

佐賀県中小企業事業資金貸付金制度一覧表（令和8年度）

◇一般資金（貸付対象者を限定しない資金）

資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率 ※1	物的担保 の要否	保証人 の要否
中小企業振興貸付	事業資金（小規模事業者が運転資金を借入れる場合は、設備設置に伴う増加運転資金に限る）	設備 4,000万円（運転と合わせて） 運転 2,000万円	設備 10年（1年） 運転 7年（6月）	年1.90%(5年以内) 年2.00%(5年超7年以内) 年2.10%(7年超)	年1.35%以内	保証協会の定めるところによる	保証協会の定めるところによる
短期運転貸付	季節的な運転資金 その他の短期運転資金	運転 500万円（組合 1,000万円）	運転 1年（6月）	年1.4%	年1.35%以内	原則として不要	
小規模事業者貸付	一般資金	2,000万円	設備 10年（1年） 運転 7年（6月）	年1.40%(5年以内) 年1.50%(5年超7年以内) 年1.60%(7年超)	年1.35%以内	【小口零細保証制度利用】 年0.60%以内 【特別小口保険利用】 年0.71%以内	原則として不要 ※特別小口保険を利用する場合は不要
	小口事業資金	【小口零細企業保証制度利用の場合】小規模事業者の事業資金 【特別小口保険利用の場合】 小規模事業者（ただし、保証協会の特別小口保険による保証以外に信用保証を受けておらず、かつ、所得税、事業税等の所得割のいずれかについて借入申込日前1年間に納期が到来した税額を完納している者に限る）の事業資金 2,000万円	【小口零細企業保証制度利用の場合】 既存の保証協会の保証付融資残高と新規の貸付額を合わせて、2,000万円 【特別小口保険利用の場合】 2,000万円				

◇特別資金（県が特定の施策を推進するために貸付対象者を限定している政策資金）

資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率 ※1	物的担保 の要否	保証人 の要否
さが創生貸付	創業資金	3,500万円	運転・設備 10年（2年） ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は、据置期間1年以内	年1.40%(5年以内) 年1.50%(5年超7年以内) 年1.60%(7年超)	運転 年0.30%以内 設備 年0% 借換 年0.60%以内 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合、0.2%の上乗せ	保証協会の必要に応じ徴求 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要	保証協会の必要に応じ徴求 ※スタートアップ創出促進保証を用いる場合は不要
	新事業展開等資金	運転 2,000万円 設備 5,000万円（運転と合わせて） 借換 8,000万円（設備、運転と合わせて） ※新事業活動促進③は別枠 補助金交付額を上限に8,000万円まで	運転 7年（1年） 設備 10年（2年） 借換 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年） (下記に該当) ・新事業活動促進③ 運転2年	運転 年0.30%以内 設備 年0% 借換 年0.60%以内 (下記に該当) ・新事業活動促進① ・DX事業活動推進 運転 年0%		保証協会の必要に応じ徴求	
	事業承継資金	5,000万円	①運転 7年（1年） 設備 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年） ②運転・設備 10年（1年）	年1.40%(5年以内) 年1.50%(5年超7年以内) 年1.60%(7年超10年以内) 年1.70%(10年超)	運転・設備 年0%	①保証協会の必要に応じ徴求 ②不要	
	設備投資支援資金	設備 8,000万円	設備 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年）		設備 年0%		
経営強化貸付	経営環境変化対応資金	運転 2,000万円 設備 5,000万円（運転と合わせて） ③企業立地、観光振興対策、食品産業品質管理高度化促進対策（HACCP） ⑦UD化、耐震診断・改修、消費税対策、キャッシュレス対応	運転 7年（1年） 設備 10年（2年） ※不動産の取得を主要内容とするものについては、設備15年（2年）	運転 年1.35%以内 設備 年0%		保証協会の必要に応じ徴求	
	人材確保支援資金	5,000万円	運転 7年（1年） 設備 10年（2年）	年1.40%(5年以内) 年1.50%(5年超7年以内) 年1.60%(7年超)	運転 年0.30%以内 設備 年0%		
経営安定化貸付	経営改善資金	5,000万円	運転・設備 10年（2年）	年1.30%(5年以内) 年1.40%(5年超7年以内) 年1.50%(7年超)	年0.60%以内		保証協会の必要に応じ徴求
	セーフティネット資金 (旧 円滑化借換資金)	8,000万円	運転・設備 10年（2年）	年1.30%(5年以内) 年1.40%(5年超7年以内) 年1.50%(7年超)	年0.60%以内		
		3,000万円 (直近決算における平均月商2倍の範囲内)	運転 1年 (1年ごとに更新、最長3年)	年1.30%	年0.20%以内		
	事業再生資金 (令和9年3月31日まで)	5,000万円	運転・設備 15年（3年）	年1.30%(5年以内) 年1.40%(5年超7年以内) 年1.50%(7年超10年以内) 年1.60%(10年超)	年0% ※2		
	条件変更改善型借換資金	8,000万円	借換 15年（2年）	金融機関所定金利	年0.60%以内		
災害復旧資金	6,000万円	運転・設備 10年（2年） ※既往災害復旧資金の借換も可能	年1.1%	年0%			

※1：事業者選択型経営者保証非提供制度を用いる場合、0.25～0.45%の上乗せ保証料は事業者負担。

※2：令和9年3月31日保証協会申し込み分までの措置。